

#竹原市デジタル商品券

使えるお店(使用店舗) 募集

します

竹原市では、新型コロナウイルス感染症の影響により、落ち込んだ市内の経済活動を回復させるとともに、市外からの観光客誘客促進を目的として、市内での買い物やサービス購入に利用できるデジタル商品券を販売します。

登録無料

#竹原市デジタル商品券 概要

スマートフォン（LINEを利用）から購入する電子商品券で、利用者はスマートフォンの画面に表示される商品券を各店舗で提示し代金を支払います。詳しくは、登録後にお送りする使用店舗取扱マニュアルでご案内いたします。

- 商品券の内容 1冊7,500円（500円券×15枚）※販売額1冊5,000円（プレミアム率50%）
- 発行冊数 8,000冊 ※1人5冊まで購入可能
- 購入対象者 竹原市民 及び 竹原市来訪者
- 使用期間 令和3年11月11日（木）11時～ 令和4年2月14日（月）23時59分
- 換金・振込手数料 なし（事務局が負担）

使用店舗 募集概要

- 対象店舗 ■ 竹原市内に店舗・施設（以下「店舗等」といいます。）があり、竹原市内に本店・本社がある店舗等及び観光関連(※)の店舗等
※（ア）宿泊施設（イ）飲食店（ウ）特産品・土産物店（エ）体験商品の取扱店（オ）二次交通事業者（カ）ゴルフ場 など

※登録された店舗等については、ホームページ及びLINE上の「使用店舗等一覧」に掲載されます。

※審査の結果、登録をお断りする場合がございます。予めご了承下さい。

- 申込方法 ■ 裏面の商品券使用店舗登録申込書兼誓約書にご記入のうえ、「#竹原市デジタル商品券」事務局へFAX、メール、郵送いずれかの方法でお送りください。



※店舗等ごとにお申込みをお願いします。複数店舗等のお申込みの場合は、お手数ですが、裏面を店舗等の数分コピーしお申込みいただくか、店舗等の情報が分かる一覧の添付をお願いします。

【FAX】 082-240-6030

【メールアドレス】 takehara-digitalshouhinken@bsec.jp

【郵送】 〒730-0031 広島市中区紙屋町2-2 紙屋町ビル2階（JTB広島支店内）

「#竹原市デジタル商品券」事務局宛

※郵送の場合は、**記入した申込書をコピーいただき、ご自身で控えの保管**をお願いします。

■お問い合わせ先 <使用店舗向け専用ダイヤル>

「#竹原市デジタル商品券」事務局

TEL : 082-236-3738

営業時間 10:00～17:00（土・日・祝、年末年始（12/29～1/3）休み）

担当 中山（なかやま）、衣川（きぬがわ）、伊藤（いとう）

#竹原市デジタル商品券使用店舗登録申込書兼誓約書

FAX送付先 082-240-6030

■事業者情報（※は必須項目です）

事業者名称※			
代表者名※			
住所（所在地）※	〒		
TEL※		FAX （ない場合は不要）	
担当者名※		メールアドレス※	
担当者TEL※			
事業者業種※	例：宿泊施設、飲食店、スーパー、美容院、ガソリンスタンド 等 ※本店・本社が竹原市外の場合は、観光関連（宿泊施設・飲食店・ゴルフ場など）の店舗に限ります。		

■店舗・施設情報（※は必須項目です） 事業者情報と同じであれば「同上」の記載で結構です。

店舗名※			
店舗名（カナ）※			
所在地※	〒		
TEL※		FAX （ない場合は不要）	
事業者業種※	例：宿泊施設、飲食店、スーパー、美容院、ガソリンスタンド 等 ※本店・本社が竹原市外の場合は、観光関連（宿泊施設・飲食店・ゴルフ場など）の店舗に限ります。		
営業時間※		定休日※	

■振込口座について（※は必須項目です） ※換金時の換金・振込手数料について、使用店舗様の負担はありません。

口座名義人※			
口座名義人（フリガナ）※			
金融機関名※		金融機関コード※	
支店名※		支店コード※	
預金種類※	普通 ・ 当座 （該当に○）	口座番号※	

【誓約事項】

- | | |
|---|---|
| 1) 商品の販売、又はサービスの提供なくデジタル商品券の換金を行いません。 | 7) 店舗名・所在地・電話番号・FAX番号・業種の公表（ホームページ上等に掲載）について同意します。 |
| 2) デジタル商品券を使用できない商品に対して、デジタル商品券での支払いを受け付けません。 | 8) 登録する店舗は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業を行う者、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業を行う者及び食事の提供を主目的としないキャバレー・クラブ、待合などを運営する者」、「特定の宗教・政治団体と関わる店舗等」、「公序良俗に反する店舗等」、「反社会的勢力が経営に実質的に関与している店舗等」ではありません。 |
| 3) デジタル商品券の偽造・悪用・濫用は致しません。 | |
| 4) デジタル商品券の使用期間中〔令和3年11月11日(木)～令和4年2月14日(月)〕は使用店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退は致しません。 | |
| 5) デジタル商品券の使用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。 | |
| 6) デジタル商品券の取扱に関して竹原市からの改善要請等があった場合にはそれに従います。 | |

私は、使用店舗募集要項及び誓約事項の内容について遵守することを誓約し、使用店舗の登録を申込みます。

事務局印	登録番号

令和 年 月 日 店舗責任者氏名 印

個人情報の取扱いについて：登録申込書に記載された個人情報については、当事業に関する業務の範囲でのみ利用・管理・保管されます。

■メール受信設定のお願い

事務局（takehara-digitalshouhinken@bsec.jp）から参加店舗にメールを配信する場合があります。迷惑メール拒否設定、指定受信設定をされている場合はメールが届きませんので拒否設定の解除または指定登録を行っていただけますようお願いいたします。